二　令和六年七月七日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
41～43　（略）
（運転者席）
第十八条の二　（略）
2　（略）
3　貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トン以下の自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第一号、第百五条第一項第一号及び第百八十三条第一項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第二十七条第二号、第百五条第一項第一号、第百八十三条第一項第一号及び別添二十九の規定に適合するものであればよい。
一　（略）
二　令和六年七月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
4　専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トンを超える自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号の規定に適合するものであればよい。
一　（略）
二　令和八年一月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
四　国土交通大臣が定める自動車

二　令和六年七月七日から令和八年七月六日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年七月六日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
41～43　（略）
（運転者席）
第十八条の二　（略）
2　（略）
3　貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トン以下の自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第一号、第百五条第一項第一号及び第百八十三条第一項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第二十七条第二号、第百五条第一項第一号、第百八十三条第一項第一号及び別添二十九の規定に適合するものであればよい。
一　（略）
二　令和六年七月一日から令和八年六月三十日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年六月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
4　専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トンを超える自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号の規定に適合するものであればよい。
一　（略）
二　令和八年一月一日から令和十年十二月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和十年十二月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
（新設）